

「特定保健指導品質保証ガイドライン」の概要

本ガイドラインは、特定健診・特定保健指導事業の開始に先立ち、「特定保健指導品質保証分科会」(委員長：愛知県健康づくり振興事業団あいち健康の森健康科学総合センター副センター長)において、平成20年1月に、わが国では初めての「特定保健指導品質保証ガイドライン」が作成されたものです。

ガイドラインは、特定保健指導の品質保証に向けて、**1. 特定保健指導機関が対応すべき品質保証運用基準**、**2. 特定保健指導機関品質保証評価基準**、特定保健指導に用いる資料集から構成されています。

なお、本ガイドラインは、全衛連から定価1,000円で販売されています。

特定保健指導の品質保証に向けて

このたび、全国労働衛生団体連合会(全衛連)「特定保健指導品質保証分科会」の委員長としてご指名いただき、**運用基準や品質保証評価基準策定の任にあたりました**。全衛連加盟団体のこれまでの取り組みという基盤の上に、分科会各委員の熱意をもつこのような形にまとめることができました。

平成20年度改革の最も主要な点のひとつに、**保健事業の目的が明確化し、評価の枠組みが設定されたこと**が挙げられます。生活習慣病予防の切り札として、健診・保健指導が位置づけられ、保険者に義務づけられました。効果的な保健指導を行うことにより、**対象集団の生活習慣病をいかに抑制できるかに注目が集まっています**。さらに、平成25年度からは、後期高齢者医療制度支援金の加算減算など、経済的な影響を受けることが予定されています。そのため、保険者も保健指導を受託する機関も、「保健指導の質」、「費用対効果」を追及することが求められています。

質を向上させるためには、**保健指導のめざすべき姿を明確にすること、現状を的確に把握し、改善すべき点を発見して対策を打つことが必要**です。保健指導の目的は対象者の行動変容ですから、対象者に対してよりの確な支援ができる体制を作っていかなばなりません。「保健指導の質」というのは外から見えにくいものと考えられていますが、優良な保健指導と劣悪なそれとを区別することはそれほど難しいことではないのです。

「保健指導の品質」を考える上で、以下のポイントが重要です。

1. 組織の保健指導に対する**理念が明確であり、品質を向上させるための組織体制**ができていること
2. 国が示す**委託条件を満たすこと**

- 3．保健指導の業務フローが明確であること
- 4．保健指導プログラムは、対象者の特性を考慮し、行動変容をうながす内容であること
- 5．保健指導者の研修・育成プログラムを持ち、質の高い保健指導を行うための研鑽を積んでいること
- 6．個人情報等の取り扱い基準が厳守されていること
- 7．1～6の要件について、日常的または定期的に評価を行い、改善に努めていること
- 8．適正な情報公開をしていること

これまでの健診・保健指導は明確なプロセス評価・アウトカム評価基準を持たなかったために、エビデンスとしての積み上げが不十分だったという反省があります。

これからは、客観的かつ標準的な手法により事業評価を行い、業務を改善していく仕組みが必要です。また評価結果を公表することにより、予防行動の価値を一般の方々や保険者に向けて発信していくことが求められます。健診・保健指導が先行投資であるということを、多くの人々に知ってもらわねばなりません。

さらに、保険者が生活習慣病対策戦略を練るうえで、それらの情報は貴重な資源になっていくことでしょう。

本ガイドラインは保健指導にすでに熱心に取り組んでいる各委員の意見を取り入れ、現実的かつ具体的な項目を盛り込んでいますので、即、活用できる内容になっていると思います。

保険者から安心して受託され、参加者から喜んでいただける保健指導機関へと成長していくために、また「保健指導」という業務が人々の健康確保のために必要不可欠な事業として成長していくために、ぜひ、皆様方の職場でご活用いただき、保健指導の質の向上に役立てていただければと思います。

平成 20 年 1 月 10 日

全衛連特定保健指導品質保証分科会委員長

あいち健康の森健康科学総合センター副センター長
津下 一代

．特定保健指導機関が対応すべき品質保証運用基準（抜粋）

目 的

医療保険者からアウトソーシングされる特定保健指導事業は、利用者の品質要求事項を満たし、信頼感を付与することができる品質保証された効果的・効率的な保健指導サービスでなくてはならない。

保健指導サービスの品質を保証する仕組みである品質保証のマネジメントシステムでは、事業者の基本方針として、アウトソーシング委託基準を遵守し、保健指導プログラムの継続的改善を図ることや保健指導実施者の資質の向上に取り組むことを明確にし、かつその達成に向けた取組みを構築するとともに、定期的に評価・見直しを行い、その結果に基づき継続的改善に取り組むことが必要である。

医療保険者が安心して委託できる特定保健指導機関としての望ましい「品質保証運用基準」をここに定める。

適 用

医療保険者から特定保健指導事業を受託して実施する特定保健指導機関を対象とする。

本基準は、医療保険者との特定保健指導の契約、実施計画、日程編成、準備、実施、標準的なデータファイル仕様による結果報告、費用請求および実施結果の評価に至る全ての保健指導業務に適用する。なお、本基準は集合契約および個別契約に係るものに適用するもので、特定保健指導業務の一部を外部に委託する場合、委託先にも本基準を遵守させる責務を負う。

特定保健指導機関の組織・体制

特定保健指導機関は、特定保健指導の品質保証を推進するため、下記の組織・体制を整備する。

1．品質保証体制の整備

- (1) 組 織
- (2) 特定保健指導業務管理責任者
- (3) 特定保健指導品質保証委員会（仮称）
- (4) 特定保健指導業務統括者
- (5) 内部監査責任者

2．外部委託先の管理

当該業務の一部を外部の協力機関に委託している場合、特定保健指導業務統括

者は定期的に委託先に対する機能評価と監督および改善指導等を行い、品質を管理する。外部委託先で発生した諸問題は、全て委託元である特定保健指導機関の責任に帰する。

- (1) 外部委託先に関する書類の整備
- (2) 特定保健指導の一部を外部委託している場合、委託先の機能評価、監督、調査

運営および施設

特定保健指導機関は、特定保健指導の品質保証を推進するため、運営および施設を整備する。

- 1 . 運 営
- 2 . 施設または設備等

標準作業書等の作成

保健指導利用者の品質要求事項を満たす保健指導サービスを安定して提供するためには、業務の手順を文書化・実行し、またより効果的・効率的なものにしていかなくてはならない。

特定保健指導機関における業務内容の明確化と業務手順の標準化を図るため、特定保健指導事業案内書、特定保健指導の契約から費用請求に至る特定保健指導業務のフロー図および業務別標準作業書を作成する。

- 1 . 特定保健指導事業案内書
- 2 . 特定保健指導業務のフロー図（品質マネジメントシステム体系図）
- 3 . 標準作業書（作業手順書）
 - (1) 特定保健指導事業の受託から直前準備に関する標準作業書
 - (2) 特定保健指導の実施に関する標準作業書
 - (3) 外部委託先管理に関する標準作業書
 - (4) 保健指導プログラムの評価に関する標準作業書
 - (5) 特定保健指導の相談・苦情・事故処理に関する標準作業書
 - (6) 特定保健指導の記録・情報の取扱いに関する標準作業書
 - (7) 標準作業書の最新化

教育研修・育成指導

特定保健指導業務に携わる全てのスタッフに教育研修の場を与えるとともに、日常業務を通して育成指導に努める。

個人情報保護管理

1. 個人情報保護
2. 書類等の保存・廃棄

品質保証に関する内部監査

品質保証に関する内部監査は、特定保健指導に係る品質保証のマネジメントシステムの実施・維持および継続的改善に当たり、本基準が適切に実施・維持されているかを客観的に評価し、マネジメントシステムの見直しのための情報として機関の長へ提供するものである。

特定保健指導機関における安全衛生管理

1. 安全衛生委員会の開催記録
2. 職員等の定期健康診断結果（一般・特殊）および事後措置記録の保存

特定保健指導機関品質保証評価基準

調査票の構造：全7つの領域別に大項目・中項目・小項目の三段階構造
調査票の見方：左端の*は必須項目（国の委託基準等）、*なしは努力項目
中項目の評価基準：「5.極めて優れている」「4.優れている」「3.適切」
「2.不適切」「1.極めて不適切」「NA：非該当」
小項目の評価基準：「a.適切」「b.中間」「c.適切でない」「NA：非該当」
評価基準に掲げられている大項目は次の通り。

1. 保健指導に対する考え方（中項目2）
2. 保健指導の実施体制（中項目12）
3. 保健指導の内容について（中項目6）
4. 保健指導者の研修・育成・評価に関する体制（中項目3）
5. 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準（中項目6）
6. 保健指導事業に関する評価（中項目5）
7. 内部監査（中項目6）

特定保健指導の実務に用いる資料集

- 資料1 特定保健指導の範囲
資料2 特定健診・保健指導のどこを委託するのか考える

- 資料3 望ましい積極的支援（例）
- 資料4 保健指導業務評価チェックシート
- 資料5 動機付け・積極的支援の準備チェックリスト（例）
- 資料6 アセスメントシート（例）
- 資料7 保健指導記録票（例）
- 資料8 健康目標シート（私の目標）
- 資料9 無理なく内臓脂肪を減らすために
- 資料10 身体活動で消費する量の計算
- 資料11 丼ぶりもの - どんな組み合わせで選ぶ？ -
- 資料12 行動計画実施状況把握のためのチェックリストの具体例
- 資料13 セルフチェックシート（例）
- 資料14 保健指導の評価方法（例）
- 資料15 関心度確認表
- 資料16 運動指導機関調査票
- 資料17 継続支援機関調査票
- 資料18 保健指導スタッフ派遣に関する委託先調査票